

# 1 年次演習

B グループ (濱本・馬場・櫻庭：主担任濱本クラス)

担当：濱本正太郎

shotaro@kobe-u.ac.jp

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~shotaro/>

## 1. 1 年次演習の目的

大学では、必要な知識を学びとると共に、得られる情報や他者の意見を批判的に考え、その知識・批判的思考を基に自らの考えを形作り、その考えを他者が理解できるように口頭および文書で表明する、ということを基本的な作法として身に付けなければならない。まずは、他者が言うことをできるだけ正確に理解すること、そして、自らの思考を他者に判りやすく表現することを、この 1 年次演習を通じて学んでいく。

法学部の 1 年次演習は、特に法学部生向けに構想された、「大学生活への招待」である。ここで、新入生諸君は、法学部 4 年間の知的鍛錬に耐え得るだけの基礎体力と基本的な道具を与えられる。すなわち、この 1 年次演習は、新入生諸君の 4 年間を決定する重みを持つかもしれないのである。

## 2. 濱本担当部分の概要

プラトン『ソクラテスの弁明』『クリトン』およびルソー『社会契約論』を読み、議論する。そのねらいは、次の 2 つである。

まず、「古典」を読む習慣をつけることである。古典は、大学で学ぶ総ての事柄の基礎となる。あなたが世界史上名を残すほどの大天才であるならば、自らの力に頼るのみでも、何かを成し遂げることができるだろう。しかし、所詮、法学部にいるような者は、どこの大学であっても——学生も教員も——秀才かもしれないとしても、天才ではない。ならば、ある問題を考える上で、これまでに先人が積み上げてきた努力を振り返ることは、最低限の出発点である。そのためには、まずは「古典」に取り組むことである。次々に現れる新しい作品に埋もれることなく、時間の経過に摩滅してしまわない作品には、時代を生き抜いてきた力がある。これからの 4 年間、諸君は、「今、現在」の法問題・政治問題を中心に学ぶことになる。秒進分歩とも言われる圧倒的な情報の流れに覆い尽くされることのないようにするためにも、古典という確かな足がかりを得ておくことは貴重である。

古典を読むことは、将来国際舞台上で活躍したいと思っている学生には、とりわけ必要である。たとえば、フランスのバカロレア（高校卒業試験＝大学入試）の第 1 日の最初の科目（必須）が「哲学」であること、そして、たとえばその第 3 問にデカルトのテキストが引用され、「これについてコメントせよ」という問題が出ることをご存じだろうか。たとえ

ば、アメリカの大学の「政治思想入門」（「政治思想」ではない。「……入門」である）で、半期 4 ヶ月の講義の間に『社会契約論』クラスの古典を 4 冊読んでそれぞれについて書評を書く課題が出ることなど例外でも何でもない、ということも知っているだろうか。あなたは、将来、そのような教育を受けてきた人たちと同じ舞台上で勝負することになる。ならば、今のうちから準備しておこうではないか。

では、なぜこの 3 作品を採り上げるのか。それは、法や政治を学ぶ者が必ずや直面する問題である「法を守らねばならないのは、なぜか」という問について、考えに考え抜いた回答を示しているからである。この問について、あなたは 4 年間かかっても答を出すことはできないだろう。しかし、この問は、4 年間かけて考え続けるには値する問である。法学部で学問を始めようとする者にとって、これ以上の問はなかろう。

1 年次演習は、あくまで「大学生活への招待」であり、専門的研究をするための場ではない。また、そもそも担当教員も哲学の専門家ではない。したがって、プラトンを、あるいはルソーを、文献学的に読み解いたり、哲学史に位置づけてみたりすることはしないし、できない。もちろん、『ソクラテスの弁明』や『社会契約論』がどういう内容であるか暗記することは、この演習の目的ではない。この演習は、これから法・政治を学んでいく諸君が必ず直面する問題について同じように頭を悩ませた先人の思考をたどり、考え、それについて自分の意見を組み立て、それを基にみんなで議論することをねらいとする。

### 3. 教材

いずれの教材も、印刷の上配布する。

- ・プラトン（田中美知太郎訳）「ソクラテスの弁明」「クリトン」
- ・ルソー（井上孝治訳）「社会契約論」（第二編まで）
- ・「遵法義務」に関する英語文献 3 点

### 4. 各回講義の内容

#### a) 第 1 回

・予習課題

- 1) 「ソクラテスの弁明」を熟読する。
- 2 a) (濱本主担任クラス) ソクラテスの主張を 1000 字以内に要約せよ。
- 2 b) (櫻庭・馬場主担任クラス) ソクラテスは、裁判官達に対して挑発的とも言える態度を示し、そのために自らの立場が不利になっても一向に気にしていないように思われる。ソクラテスは、自らが正しいことを行っていると信じていた

のであれば、なぜ自らの無罪判決を得ようと努力しなかったのだろうか。根拠となる部分を本文中から適宜引用しつつ、1000字以内でその理由を説明せよ。

・事前提出課題

予習課題2 a) または2 b) を、講義前週の金曜日正午までに、以下のいずれかの方法で提出する。

- ・第2学舎2階事務室前ゼミボックスの瀆本の棚に入れる。
- ・shotaro@kobe-u.ac.jp に送信する。

いずれの場合も、氏名および学籍番号を明記すること。

・課題について

ソクラテス裁判は、世界史上最も有名な裁判かもしれない。しかし、この裁判は、被告人が次から次へと自らの不利になるような弁論を繰り広げる、極めて奇妙な裁判だった。とはいえ、ソクラテスは、そのような態度をとるのは「私の強情のためでもなければ、諸君を軽蔑しているからでもないのです」と言う。では、ソクラテスは、どのようにして、なぜ、そのような態度を選択したのだろうか。

## b) 第2回

・予習課題

- 1) 「クリトン」を熟読する。
- 2) 「法に従わなければならないのは、なぜか」という問に対するソクラテスの回答を600字以内でまとめる。そして、それに対する反論を400字以内で書く。反論を用意する際には、ソクラテスからの再反論を予想しながら、それに対抗できるように書くこと。

・事前提出課題

予習課題2) を、講義前週の金曜日正午までに、以下のいずれかの方法で提出する。

- ・第2学舎2階事務室前ゼミボックスの瀆本の棚に入れる。
- ・shotaro@kobe-u.ac.jp に送信する。

いずれの場合も、氏名および学籍番号を明記すること。

・課題について

「人が法に従うのは、なぜか」という問に答えることは、それほど難しくはない（と言うと、法社会学者から猛反撃を食らうかもしれないが）。これに対し、「人が法に従わなければならないのは、なぜか」という問については、答らしきものを示すことさえ容易ではない。「クリトン」において、ソクラテス（プラトン）は、一つの回答を示した。おそらく、諸君はその回答に納得できないだろう。では、どうやって反論すればいいだろうか。

### c) 第3回

#### ・予習課題

- 1) 「社会契約論」第一編・第二編を熟読する。
- 2) 「一般意志は、常に正しい」というルソーの主張の根拠を600字以内でまとめる。そして、それに対する反論を400字以内で書く。反論を用意する際には、ルソーからの再反論を予想しながら、それに対抗できるように書くこと。

#### ・事前提出課題

予習課題2)を、講義前週の金曜日正午までに、以下のいずれかの方法で提出する。

- ・第2学舎2階事務室前ゼミボックスの瀆本の棚に入れる。
- ・shotaro@kobe-u.ac.jpに送信する。

いずれの場合も、氏名および学籍番号を明記すること。

#### ・課題について

ルソーといえば、「自然に帰れ」というスローガンを——そういう表現をルソー本人が用いたことが一度でもあったかどうかはさておき——思い浮かべるかもしれない。しかし、法学・政治学を学ぶ者にとって、ルソーといえば、「一般意志は、常に正しい *la volonté générale est toujours droite*」である。この命題は、ある者にとっては人間の自由と平等との基盤であり、他の者にとっては人間の抑圧と隷従との淵源である。「ソクラテスの弁明」と「クリトン」とで学んだことを基礎として、ルソー流社会契約論の核心に挑戦してみよう。

### d) 第4回

#### ・予習課題

- 1) 以下の文献を熟読する。
  - 1 a) (瀆本主担任クラス) Richard A. Wasserstrom, “The Obligation to Obey the Law”, *UCLA Law Review*, vol. 10, 1963, pp. 780-807.
  - 1 b) (櫻庭主担任クラス) M.B.E. Smith, “Is There a Prima Facie Obligation to Obey the Law?”, *Yale Law Journal*, vol. 82, 1973, pp. 950-976.
  - 1 c) (馬場主担任クラス) Anthony D’Amato, “Obligation to Obey the Law: A Study of the Death of Socrates”, *California Law Review*, vol. 49, 1976, pp. 1079-1108.
- 2) いずれの論文も、「法に従う義務は存在する」という主張を支持する根拠を一つ一つ吟味して、「そのような義務はない」という方向に議論を進めていく。どのような根拠が挙げられ、それがどのように批判されているかを、1000字以内でまとめる。

・事前提出課題

予習課題2)を、講義前週の金曜日正午までに、以下のいずれかの方法で提出する。

- ・第2学舎2階事務室前ゼミボックスの瀨本の棚に入れる。
- ・shotaro@kobe-u.ac.jpに送信する。

いずれの場合も、氏名および学籍番号を明記すること。

・課題について

「法に従う義務はあるか？」——この問は、考えようによっては、諸君の存在理由に関わる。法に従う義務がないのであれば、一体、私たちは法学部で何をしているのだろうか。ソクラテス（プラトン）も、ルソーも、それぞれにいろいろ条件を付けていたにしても、ともかく法に従う義務はあると主張していたではないか。しかし、プラトンやルソーを読んで何となくしっくり来なかったとすれば、法に従う義務はあると主張することがそれほど容易でないことがその一因かもしれない。そして、実際、それはとんでもなく難しいことなのである。

e) 第14回（瀨本が主担任するクラスのみ）

・予習課題

第1回から第4回までに読んだもの・学んだことを前提に、予想される反論に反駁しつつ、「法に従う義務はある」ことを4000字以内で論ぜよ。

・事前提出課題

予習課題を、7月17日（火）正午までに、以下のいずれかの方法で提出する。

- ・第2学舎2階事務室前ゼミボックスの瀨本の棚に入れる。
- ・shotaro@kobe-u.ac.jpに送信する。

いずれの場合も、氏名および学籍番号を明記すること。

・課題について

あなたが本心でどう考えているかは問題ではない。与えられた立場を弁護しようとするならばどのような議論が可能かつ効果的か、を考えること。

第1回から第4回までに読んだものを再読すれば、ある程度の議論を構築することができるはずである。さらに手がかりとなる文献を読んでみたければ、「悪法」「遵法義務」「妥当根拠」「市民的不服従」「抵抗権」などのキーワードを基に、法哲学や憲法の論文を探すといいだろう。